

## 健康保険業務におけるマイナンバー利用に向け、皆さまのご協力をお願いします

全国健康保険協会（以下「協会」という。）では、法令に基づき、現在、被保険者及び被扶養者の被保険者証の記号・番号とマイナンバーを結びつけることによって、高額療養費などの添付書類の省略を可能としています。更に、今後は政府によるオンラインサービス（「マイナポータル」と呼ばれています。）を活用した健康データの提供など、加入者の皆さまの利便性向上を図る取組みを進めてまいります。

つきましては、同封の「マイナンバー確認リスト」（以下「リスト」という。）に記載されている対象者のマイナンバーを確認・入力いただき、ご返送くださいますようお願いいたします。

〔 照会根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第14条、健康保険法第197条第1項及び第2項 〕

**平成30年8月17日までのご提出にご協力をお願いします！**

### ● 対象者

○ 協会でのマイナンバーの確認ができない被保険者（70歳から74歳まで）、被扶養者（74歳まで）

〔 リストに記載されている方は、協会が保有している加入者の情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票の情報が相違しているなどの理由から現時点でマイナンバーの確認ができない方です。  
なお、リストに記載の無い方につきましては、既にマイナンバーを確認済みです。  
※平成30年3月5日より前に日本年金機構に資格取得届、被扶養者異動届を提出された方が対象です。 〕

### ● 事業主及び事務担当者の皆さまにお願いしたいこと

- ① 送付しておりますリストに記載された対象者に対して、以下の利用目的の通知や本人確認措置を行った上で、同封の入力例に沿って、マイナンバーの入力をお願いします。
- ② 入力漏れなどが無いことをご確認いただいた後、送付書兼回答票、返送用のCD-Rを返信用封筒【特定記録郵便】に入れ、郵便局窓口へお持ちください。

対象者の方には、以下の場合に応じて利用目的の通知、加えて本人確認措置を行ってください。

貴事業所で既に対象者のマイナンバーを把握している場合は、利用目的の通知が必要です。

過去にマイナンバーを把握した際、本人に対して示した利用目的の中に「健康保険の事務手続き」が含まれている場合は、当該マイナンバーの入力をお願いします。

なお、利用目的の通知は「健康保険の事務手続き」と特定して通知されている場合だけでなく、「社会保障・税の事務手続き」「健康保険等による保険給付の支給等に関する事務」など過去に通知した利用目的の中に「健康保険の事務手続き」が含まれている場合も含みます。

そうでない場合は、改めて対象者に「利用目的の通知」をお願いします。（詳しくは、裏面「Q&A」のQ1をご参照ください。）

～ 裏面に続きます ～

お問い合わせは『被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト専用ダイヤル』へ

**0570-200-455**

〈受付時間〉 月～金曜日 午前8:30～午後5:15 （土日祝日は除く）

※協会けんぽのホームページにQ&Aを掲載しております。ご活用ください。



**□ 貴事業所で対象者のマイナンバーを把握していない場合は、利用目的の通知と本人確認措置が必要です。**

マイナンバーは外国人の方も含め、日本に住民票を有するすべての方が保有していますが、マイナンバーを把握していない場合は、送付しております対象者に対して「利用目的の通知」及び「本人確認措置」を行ったうえで（被保険者の場合は事業主、被扶養者の場合は被保険者が行う）、以下の3点に留意してマイナンバーの入力をお願いします。

- ① 従業員などに確認を行う際、個人情報の取扱いには十分ご注意ください。（リストには複数の対象者の個人情報が記載されているため、本人に直接入力を求めることは行わないでください。）
- ② リストの記載事項に変更などがある場合は、別途日本年金機構へ届出をお願いします。
- ③ 本人確認措置については、正確性を期すために、原則として以下の「(A) 番号確認」と「(B) 身元確認」が必要です。マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードにてご確認いただき、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、それぞれ以下の必要な書類をご確認ください。

※以下の書類を協会に対して提出いただく必要はありません。

(A) 番号確認	<input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載のある住民票 <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載のある住民票記載事項証明書	} のうちいずれか1つ
(B) 身元確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他官公署が発行する写真つき身分証明書	} のうちいずれか1つ (※)

※これらの書類がない場合には、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、公的機関から発行された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）のうちいずれか2つ以上の書類をご確認ください。

## ● Q & A

### **(Q1) 利用目的の通知はどのようにしたらいいのでしょうか？**

(A1) 口頭、社内メールや社内掲示板への掲載などの方法により、利用目的を対象者に通知、または公表することが必要です。

対象者が被保険者の場合は、事業主から被保険者に利用目的を通知し、対象者が被扶養者の場合は、被保険者から被扶養者に利用目的の通知をお願いします。

なお、過去に従業員などからマイナンバーの提供を受けた際に「税の手続き」などと利用目的を限定しておらず、例えば「社会保障・税の手続き」など健康保険関係事務においてもマイナンバーを利用することが含まれていた場合は、改めて利用目的の通知または公表をしていただく必要はありません。

### **(Q2) リストにない従業員などのマイナンバーはどのように結びつけたのでしょうか？**

(A2) マイナンバー法第14条第2項に基づき、協会が保有している情報を用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、マイナンバーの提供を受けて結びつけました。

### **(Q3) 対象者が自分のマイナンバーが分からないと言っています。どうしたら確認できますか？**

(A3) ご自身のマイナンバーを確認する方法は、「①通知カード又はマイナンバーカードの再発行」「②マイナンバー記載の住民票の写しの発行」の2通りが考えられます。通知カードなどの再発行は時間がかかることから「②マイナンバー記載の住民票の写しの発行」の方が早くご自身のマイナンバーを知ることができます。詳しくは、お住まいの市区町村役場にお尋ねください。

### **(Q4) リストに記載されている対象者が既に退職しているが、どうすればよろしいのでしょうか？以前に確認していたマイナンバーを入力すべきでしょうか？**

(A4) このリストは平成30年5月17日時点のデータに基づき作成しております。お手数をおかけして申し訳ございませんが、リストに記載されている被保険者が既に退職している場合や被扶養者が削除となっている場合は、「マイナンバーを入力できない理由」欄に記載されている「1. 資格喪失（扶養削除）済みのため」を選択した上で、ご提出をお願いします。